

国立研究開発法人国立循環器病研究センターと大阪薬科大学の連携協力に関する協定書

国立研究開発法人国立循環器病研究センターと大阪薬科大学は、両者の協力により、下記目的の実現を図るため、以下のとおり連携協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、教育・研究・医療に関わる交流や情報交換・相互の施設利用を促進し、相互の事業の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 第1条の目的のために、以下の事項により連携協力を図るものとする。

- （1）国立循環器病研究センター講師による大阪薬科大学学生に対する講演又は講義
- （2）実習生の受け入れ
- （3）新たな共同事業の推進
- （4）その他連携協力に必要な事項

（契約等）

第3条 前条に関し、具体的に実施内容、費用等を定める必要がある場合は、両者協議の上、別途個別の契約等によりこれを取り決めるものとする。

（進捗確認等）

第4条 本協定の目的を遂行するため、両者により定期的に具体策の検討及び進捗状況の確認等を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結後3年間とする。ただし、有効期間満了の90日前までに相手方から書面による通知がない限り、3年毎に自動的に更新するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両機関長署名の上、双方各1通を保有する。

2016年2月17日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長

大阪薬科大学
学長



（小川 久雄）



（政田 幹夫）